

議案第 173 号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 7 - 3	3 5 5 番 5 から 世田谷区桜上水三丁目 3 5 4 番 7 まで	桜上水三丁目 1 3 番

（参考）

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
5 4 . 3 3	5 . 0 0	2 7 8 . 2 8	整備済

(参考)

案内図

 新たに認定する特別区道路線（供用開始）

街区	桜上水三丁目 13番
----	------------

